

日本にいる難民の

Q&A

— 難民から見える世界と私たち —



目次

Refugee Journey

世界にいる難民

Q.1

難民って、どんな人？

..... 04



Q.2

「難民問題」って、どんな問題なの？

..... 06



Q.3

難民問題は、どうやったら解決できるの？

..... 08



Q.6

日本では、難民申請中の人たちはどのように暮らしているの？

.....

Q.5

日本には、どのくらいの難民がいるの？

..... 12

日本に逃れてきた難民

Q.4

日本には、どんな国から、どんな理由で難民がやってくるの？

..... 10





Q.8

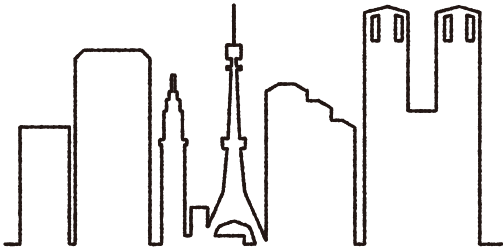
日本での難民受け入れには、
どんな人たちが関わっているの？

..... 18

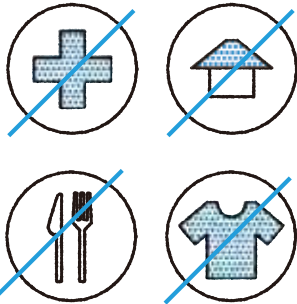
難民申請後、「認定」/
「不認定」になったら、
どうなるの？

..... 17

Q.7



..... 14



Q.9

難民支援協会は
どんな支援をしているの？

..... 20

Q.10

今後、私たちは、難民問題に
どう対応すればいいの？

..... 22

Q.1

難民って、どんな人？

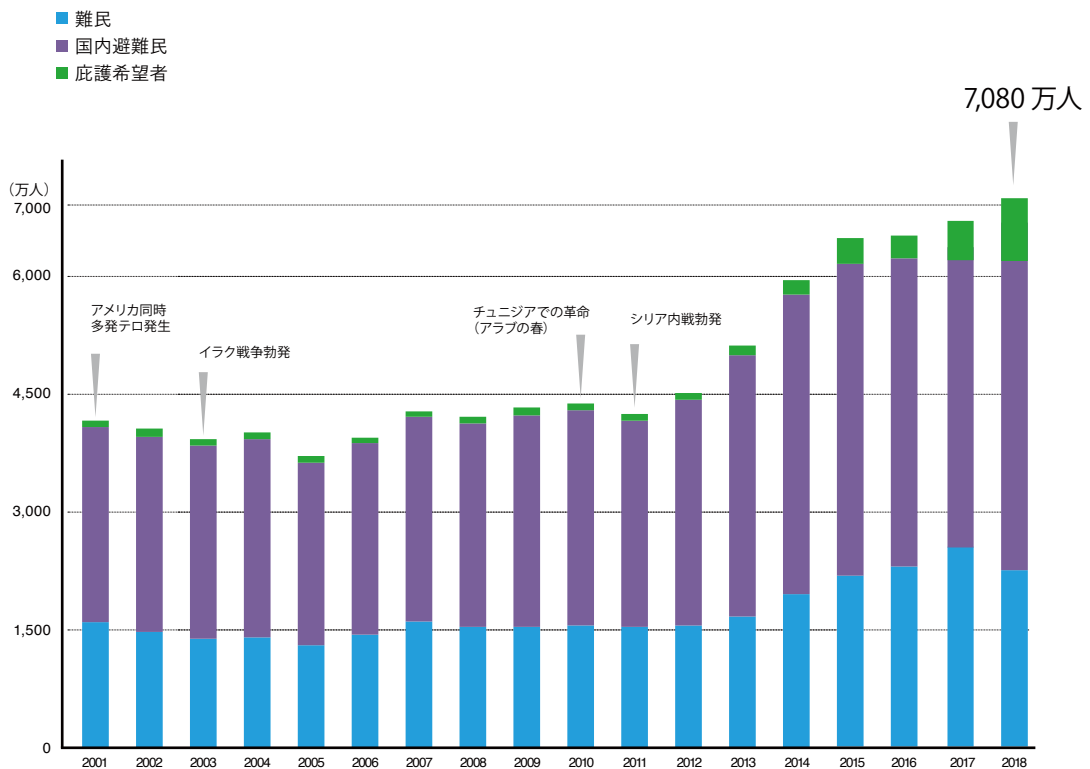
A1: 難民とは、紛争や人権侵害などから自分の命を守るためにやむを得ず母国を追われ、逃げざるを得ない人たちのことです。

「難民」と聞くと、自分とは違うどこか遠い存在とを感じるかもしれませんが、実際はどうでしょうか？ 「難民」となる前は、私たちと同じように、仕事や家があり、家族との日常があった人たちです。

難民になる理由はさまざまです。民主化活動に参加したことや、改宗したこと、同性愛者など性

的マイノリティであることなど。なかには、反政府活動をしているグループと同じ地域に暮らしているだけで、「反政府」とみなされて迫害されるケースもあります。シリア紛争下でも実際に起きている事例です。

全世界で避難を余儀なくされた人の数 2001 - 2018



出典：UNHCR Global Trends2018 を加工



「難民」と「移民」の違いはでしょうか。一つの考え方として、国境を越えて国外に移動し、一定期間または永続的に暮らす人を移民とすると、難民もその中に含まれます。言葉や環境が異なる移動先での経験は、両者に共通するでしょう。大きな違いは、出国した理由です。移民の多くは、自らの希望や選択によって移動しています。一方、難民は、自ら望むのではなく、命の危険などから国外への移動を強いられます。

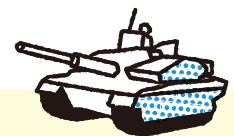
もちろん、難民にもそれぞれの思いや希望があります。厳しい状況と少ない選択肢の中でも、家族とともに尊厳を持って自立して生きていくため、子どもによりよい教育を受けさせるためにと、それらが実現できる国や地域を目指すといった主体的な側面もあります。移民の中にも、人身取引などの人権侵害を受け、助けが必要な人もいます。両者は異なる点もありますが、その境界は常にあいまいといえるでしょう。



破壊された街で日常を再建する難民



シリアからヨルダンに逃れる難民の家族



難民の声 — 母国で受けた迫害とは？

コ ラ ム

迫害の内容は、難民一人ひとり異なります。実際にあった事例を紹介します。

- アサド政権に反対するデモ活動に参加したら、政府から執拗に追われることになってしまった。ある時、家に警察が捜索にやってきて家族が尋問された。自分は外出中だったが、身の危険を感じて国外へ逃れざるを得なくなった。(シリア出身)
- 母国では同性愛が犯罪であるうえ、同性愛を嫌悪する人々による暴行で死に至る事件も珍しくない。ある時、自分がゲイであることが町の人に知られてしまい、安全な居場所がなくなってしまった。(ウガンダ出身)
- 私はハザラ民族でアフガニスタン北部の町に住んでいたが、あるときタリバンが攻めてきて親兄弟を殺された。私はたまたま仕事で日本にいたから無事だったが、そのまま帰国すると家族と同じように民族を理由に迫害され、殺されてしまうと思い難民申請をした。(アフガニスタン出身)



Q.2

「難民問題」って、どんな問題なの？

A2: 難民問題とは、人の命や人権、そして難民を取り巻く世界全体に関わる問題です。

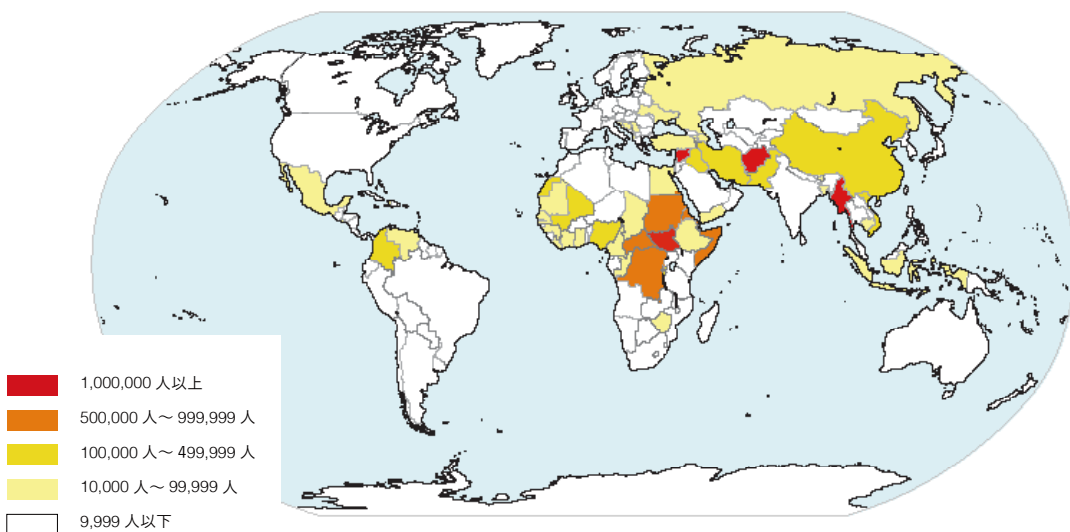
難民が生まれる背景には、政治体制、歴史、民族や宗教の対立、南北問題、貧困問題など、さまざまな事柄が複雑に絡み、人権侵害や紛争が起きています。

歴史を振り返ると、いつの時代も「難民」は存在してきました。しかし、「難民問題」として国際社会に注目されるようになったのは、ロシア革命やオスマン帝国の崩壊などで難民が急増した第一次世界大戦以降のことです。第二次世界大戦中にはホロコーストが起き、難民を保護する必要性が

より高まりました。戦後、1950年には国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が設立され、さらに東西冷戦でより深刻化した難民問題に対処するため、1951年には難民条約が生まれました。

難民問題は時代によって変化してきました。難民条約ができた当時想定していたのは、東西冷戦中のいわゆる共産圏からの政治的対立を背景とした難民です。そのため、難民の定義は非常に限定的で、紛争などにより社会経済的に情勢が混乱した結果、難民となる人は含まれていませんでした。

難民を生みだしている国



しかし、現在の難民の多くは紛争による難民です。世界情勢や難民を生み出す迫害の形態が変化した今、難民条約の限界が指摘されています。UNHCR では、難民保護のガイドラインにおいて、条約で定義される「狭義の難民」だけでなく、紛争などで母国を離れざるを得ない人々まで定義を広げ、難民保護を国際社会に訴えています。

難民は、アジア、アフリカ、中東など世界中で生まれています。難民の数が増えることは、難民の避難先である周辺国にも影響を与えます。周辺国の多くは、難民が生まれる国と同様に社会基盤が十分ではありません。難民の流入が社会不安や環境破壊をもたらしたり、民族間の対立を拡大させたりするなど、大きな影響を与えます。

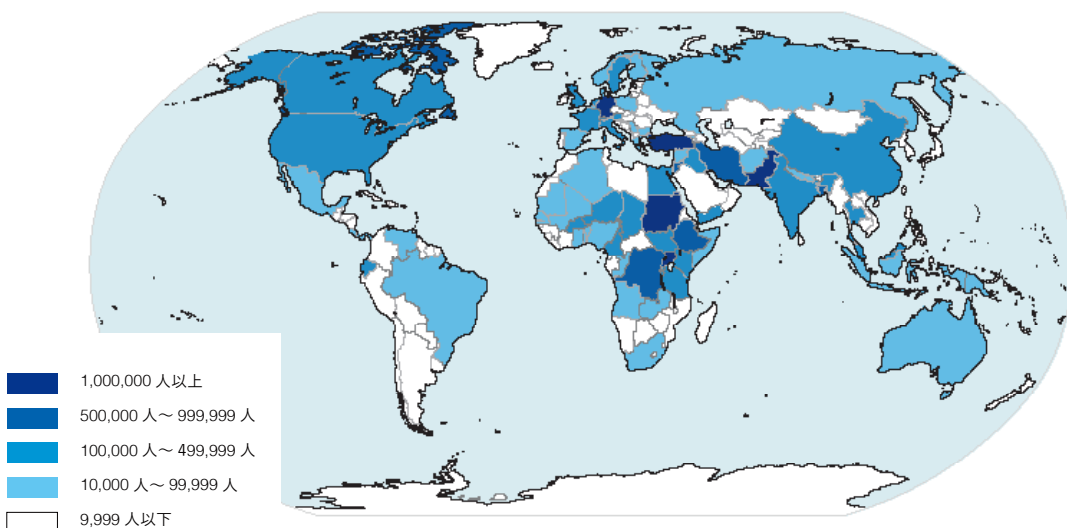
難民問題は一国では解決できないグローバルな



シリアからイラク国境に押し寄せる難民の波

人道問題です。国連や NGO/NPO の間では、「負担／責任の分担」がキーワードとなっています。国際社会として、どう協調し、解決策を模索するのか、各国の対応が問われています。

難民を受け入れている国



Q.3

難民問題は、
どうやったら解決できるの？

A3: 国際社会では、難民問題の解決に向けて、難民受け入れ国の負担軽減、難民の自立の促進、第三国への受け入れ拡大、「自発的帰還」に向けた紛争解決など、4つの目標を掲げています。

現在、紛争や迫害を逃れて故郷を追われた人の数が7,000万人を超え、第二次世界大戦後最悪の状況が年々続いています。2011年に始まったシリア内戦に代表される未曾有の人道危機や、気候変動や災害によって故郷を離れざるを得ない人びとが急増し、国際社会も対応を余儀なくされました。このように、人道危機が拡大、複雑化するなか、従来の方法では難民問題の解決が困難になり、新たな解決の道を探りはじめました。

2015年の「世界人道サミット」、2016年の「難民・

移民に関する国連サミット」などを経て、2018年12月の国連総会において、「難民に関するグローバル・コンパクト（以下、グローバルコンパクト）」が採択され、難民問題の解決に向けた目標が提示されました。

グローバルコンパクトは、問題解決に向けた国際社会全体の政治的意思と意欲を表明した文書です。難民受け入れに関する国際社会の公平な負担と責任の分担のために、4つの観点を示しています。

G7 難民受け入れ人数ランキング^{※1}

(単位：順位)

	GDPあたり	人口あたり
ドイツ	58	15
フランス	69	34
イタリア	76	44
カナダ	82	45
英国	86	55
米国	111	73
⋮	⋮	⋮
日本	160	156

※1 GDP・人口は2018年のデータ



ヨルダンのザータリ難民キャンプ



シリアからスウェーデンへ逃れる第三国定住難民

- (1) 難民受け入れ国の負担を軽減すること
人口 450 万人のレバノンに、一時 100 万人ものシリア難民が逃れてくるなど、難民を送り出している国々の周辺国の負担があまりにも増大していることに留意し、その負担を軽減することが重要視されています。
- (2) 難民の自立を促進すること
従来の難民キャンプよりも、都市部に暮らす難民の数が増えてきていることもあり、難民の自立に向けた方法として、受け入れコミュニティとともに教育や就労を支援する取り組みも積極的に取り入れられるようになりました。
- (3) 第三国で受け入れる仕組みを増やすこと
最初に避難した国から、受け入れに合意した第三国で難民を受け入れる仕組みがあります（「第三国定住」P.11 のコラム参照）。しかし、第三国定住での受入れが進まず、さらに、保護を必要とする難民が増加して

いることから、あらたな受け入れの仕組みとして、留学や就職、また、国家によらない民間のグループによる難民受け入れも、補完的な方法として促進されています。

- (4) 難民の安全かつ尊厳ある帰還に向けて、出身国の復興を支援すること
従来より難民問題の恒久的解決の重要な柱であった出身国への「自発的帰還」に関して、難民が帰還できるように紛争解決など、出身国の状況を改善することも国際社会の役割であるとしてきました。

そしてこれらの取り組みを進めるにあたって、国や国際機関、NGO 等に加えて、企業などの民間セクター、自治体、教育・文化機関、宗教組織、難民を受け入れる地域社会と住民、難民自身など、多くのステークホルダー（関係者）の協力が今まで以上に必要と考えられています。

アジアにおける日本の役割

コ ラ ム

P. 6 の地図のとおり、アジアでも難民が多く生み出されていますが、難民条約の加盟国は日本をはじめ、韓国、フィリピンなどに限られています。難民に平和や安全が提供でき、受け入れのための経済力がある日本が、より積極的に難民を受け入れることで、アジアでの難民保護が前進する原動力になれるのではないのでしょうか。現在、難民条約には限界があるとは言え、アジアにおける数少ない条約加盟国である日本が果たすべき役割は大きいと言えるでしょう。

Q.4

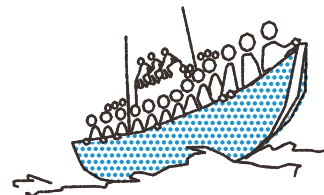
日本には、どんな国から、
どんな理由で難民がやってくるの？

A4: 日本には、アジア、中東、アフリカなど世界各国から多くの難民が逃れてきています。理由はさまざまですが、基本的に難民には逃れる国を選ぶ余裕はありません。

以前は、ミャンマーの独裁政権から逃れてくる人が多くいました。最近では、コンゴ民主共和国、イエメン、エチオピア、ウガンダなどの中東やアフリカ諸国から逃れてくる人もいます。日本をあえて選ぶというよりは、逃れる先を探すなかで、最初に日本行きのビザが下りたといった理由がほとんどです。「難民ビザ」のようなものは存在せず、観光やビジネスなどのビザを取得して国外に逃れます。

時には、「友人がいたから」「過去に仕事で来日したことがあったから」という理由で日本を選ぶ人もいます。母国から迫害を受けている難民が、

正規のパスポートを取得することは簡単ではなく、ブローカーにお金を払うなどして、なんとか「偽造パスポート」を得て逃れてくる人もいます。日本の場合、多くの方は飛行機で逃れてきます。時には、家族や仲間の助けを借りて、なんとか旅費を工面し、最低限の荷物とお金を持って日本にたどりつきます。



インドシナ難民の受け入れ — 難民鎖国という誤解

コラム



難民受け入れに消極的な日本ですが、過去には難民に対して大きく門戸を開いた時期がありました。「ボート・ピープル」と呼ばれるインドシナ難民が日本に到着した1970年代後半です。インドシナ難民とは、ベトナム戦争終結の前後に、社会主義に体制が移行するなかで迫害をおそれ、インドシナ三国（ベトナム・ラオス・カンボジア）から逃れた人々のことです。日本は1975年以降、1万人以上を受け入れてきました。現在も難民2世や3世を含め、多くのインドシナ難民が日本に暮らしています。こうした経験を現在の私たちが知ることで、難民受け入れに対して積極的な気運が高まるきっかけになるかもしれません。



飛行機で逃れ、成田空港に到着する難民



限られた荷物ひとつで日本に逃れてくる難民

1981年に難民条約に加入した日本は、日本に逃れて来た難民を保護する責任を負っています。特に重要な約束事として、「命の危険がある国に強制的に送り返してはいけない（難民条約第33条など、「ノン・ルフールマンの原則）」、「不法入国などを理由として、難民を罰してはいけない（難民条約第31条）」という2点があります。ともに、難民の命と人権を守るための重要な項目です。



日本に逃れてきた難民

第三国定住を通じた難民受け入れ

コラム

第三国定住とは、一次避難国で十分な保護が受けられないことなどを理由に他国（第三国）へ行くことを希望する人を、受け入れに同意した第三国が受け入れる仕組みです。この制度により、難民は（母国、一次避難国に次ぐ）第三国の保護を受けることができ、長期的な滞在の権利を与えられます。世界ではカナダが最大の第三国定住受け入れ国です。この制度が活用されることによって、難民発生国の周辺国などで、十分な保護が受けられない難民の状況改善につながります。また、限られた国に集中しがちだった難民保護の負担を、各国が分担することになるという点でも非常に意義があります。一方で、第三国定住受け入れは難民条約上の義務ではなく、その実施は各国の判断にゆだねられています。日本は2010年から、アジアで初めて第三国定住受け入れを開始しました。地域でのよりよい受け入れに向けて、政府、自治体、企業、学校や病院などの地域関係者、地域住民、NGO/NPOなどとの連携が課題となっています。

Q.5

日本には、
どのくらいの難民がいるの？

A5: 日本には毎年多くの難民が逃れて来ていますが、日本政府から「難民」と認められる人はごく僅かです。

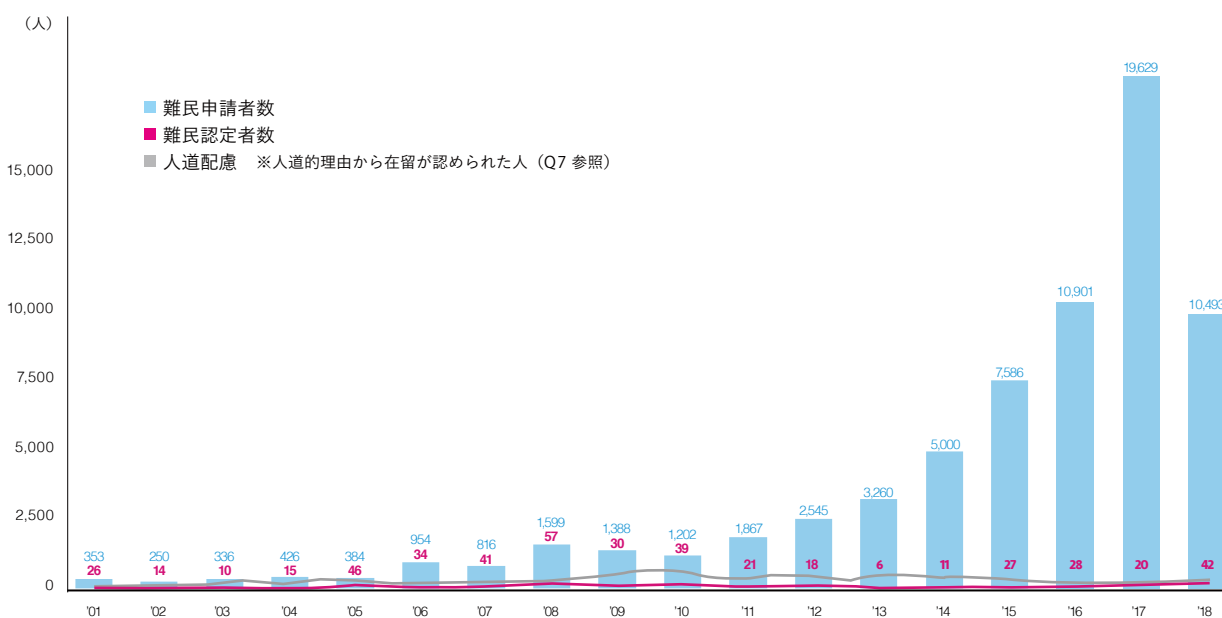
日本政府から「難民」として認めてもらうには、難民申請手続きをして、難民認定を受ける必要があります。日本には世界70ヶ国以上から難民が逃れてきています。しかし、難民認定される人は非常に少なく、2018年は10,493人が申請しましたが、認定されたのは42人でした。

着の身着のままに逃れてきた難民にとって、膨大な証拠資料を用意し、日本語訳を提出することは容易なことではありません。認定を受けたから「難民」になるわけではなく、「難民」であるから

逃れてくるということを忘れてはいけません。

なぜ、日本での難民受け入れは少ないのでしょうか。日本では、難民条約を厳格に解釈し、「狭義の難民」しか保護の対象としてきませんでした（Q2参照）。また、難民認定の実務を出入国在留管理庁が担っているため、難民を「保護する（助ける）」というよりは、「管理する（取り締まる）」という視点が強いといえます。こうした制度面の課題が、認定率の低さにつながっています。日本は国際基準と比較すると、だれが「難民」かを決め

日本における難民認定者・申請者数の推移



出典：出入国在留管理庁ウェブサイトをもとに難民支援協会作成



る認定基準や、公平性、透明性を確保した手続きの基準、難民の受け入れ体制などが、不十分です。

もうひとつの課題として、難民問題に対する日本社会の認知が広がっていないことも受け入れの進まない理由と考えられます。難民を治安悪化や社会のリスクとつなげるなど、難民受け入れに関する根拠のない誤解や偏見も、現状の厳しい受け入れ状況を後ろ支えしているかもしれません。

日本がより適切に難民を保護するためには、制度と社会の認知を変えていくことが必要と言えるでしょう。



法務省入国管理局（現：出入国在留管理庁）へ提出した証拠資料

難民に関するよくある誤解

コラム

●難民は「テロリスト」？

難民こそが暴力とテロの犠牲者です。難民の移動がテロをもたらすわけではありません。一方、テロリストの入国リスクがゼロにならない限り、難民を受け入れるべきでないという意見もありますが、国境を越える人の移動が「リスク」だとすれば、それは難民に限りません。観光客の来日も同様です。そう考えると、テロリストが紛れ込むことを理由に、難民の受け入れを拒絶することは、実は理にかなっていないと言えます。難民を保護することと、人の出入国を管理する（取り締まる）ことはそれぞれに重要ですが、対応方法を混同してはいけません。

●日本に「偽装難民」がいることは問題？

「偽装難民」の定義は不明瞭ですが、難民申請の結果が出るまでの平均2.7年間は、そもそも働かないと生きていけないという現実があります。また、妻子を残して逃れてきた人の場合は、残した家族のために日本から送金したいと思うことは当然の気持ちと言えるでしょう。難民が逃れた先で働きたいと思うことや働いていること自体は批判されるべきではありません。一方で、就労資格を得たいという理由だけで難民申請をしている人がいることも事実です。その背景には、人手不足にあえぐ企業の存在がありながら、移民労働者の受け入れを認めてこなかったという日本政府の立場があります。現在は、外国人受け入れのための政策が施行され、難民申請においてもどのような影響があるかを見ていく必要があります。

Q.6

日本では、難民申請中の人たちはどのように暮らしているの？

A6: 最低限の医（衣）・食・住もままならず、来日直後、時にはホームレス状態になってしまう人もいます。難民申請の結果がでるまでには平均2年7ヶ月、長い場合で10年近くかかるため、先の見えない不安な日々を送っている人が少なくありません。

知り合いもおらず、言葉もわからない、難民申請に関する情報も持っていない。これが来日直後の難民が置かれた状況です。そして、数日から数週間で母国からの所持金が尽き、ホームレス状態に陥ってしまうこともあります。食べるものがなく、ゆっくり眠れるところもない。冬服の用意がないまま真冬の日本に到着する場合は、暖かい服もない。そんな厳しい現実と直面します。

2018年1月には、制度の運用がさらに厳しくなり、難民申請後、2ヵ月の振り分け期間が設けられ、振り分け結果を踏まえ一部申請者の就

労や在留が制限される措置が取られるようになりました。きちんと保護を受けるべき人たちが就労や在留規制の対象の中に入っていることが懸念され、働くことができなくなった難民申請者の生活がさらに追い詰められています。

難民申請中は、政府（外務省）からの支援金（保護費）を受けることができます。しかし、その支援金を得る審査にも2～3ヶ月程度かかるうえ、受給額も生活保護と比較して限られています。

申請期間中、基本的には自活することが求められています。自力で情報を集め、知り合いをつくり、

難民申請者の振り分けと件数、法務省の新方針について

案件分類	A 条約難民 または人道配慮 の可能性が高い	B 難民条約上の 迫害に明らかに 該当しない	C 再申請かつ 正当な理由なく 前回と同じ主張	D それ以外
件数 ※1 (2018年1月～12月)	27	1,825	486	8,155
割合	0.3%	17.4%	4.6%	77.7%
新方針における処遇 ※2				
初回申請	在留可 就労可 速やかに就労可能な 「特定活動(6ヶ月)」	在留不可 就労不可	—	在留可 就労可 一部に在留期間短縮 ※3 就労不可
複数回申請			在留不可 就労不可	在留不可 就労不可

*1 法務省入国管理局長「平成30年における難民認定者数等について」（平成31年3月27日）より作成

*2 「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」より作成

*3 一部とは、失踪した技能実習生や退学した留学生等本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請した申請者や、出国準備期間中に難民認定申請した申請者。また、この場合の在留期間は従前の6ヶ月から3ヶ月に短縮

なんとか生活する人もいますが、決して簡単なことではありません。

国民健康保険に入れない難民申請者の場合は、診療費が高額となるため、受診が必要でも病院に行けないことがあります。時には、病院に行くことを我慢し、病気を悪化させてしまうケースもあります。在留資格の無い難民申請者は収容される可能性もあります。



来日直後ホームレスに陥る難民（イメージ）

難民申請者が受け取れる支援金（保護費）と生活保護費の比較※

種類	保護費（外務省）	生活保護費（厚生労働省 / 自治体）
保護の範囲	生活、住宅、医療	生活、住宅、教育、医療、介護、 出産、生業、葬祭
申請から決定までの期間	平均 36 日程度	14 日以内に決定を通知
受給開始日	申請結果が通知された日から受給可能 ・申請日に遡っての受給は不可	申請日に遡って受給可能
生活費支給額	49,600 円（31 日の場合） ・日額 1,600 円 ・11 歳以下は大人の半額	79,230 円（月額定額）
(子どもがいる場合)	無し	母子加算（児童 1 人の場合）：住居 21,400 円 入院・入所 18,990 円
		児童養育費：3 歳未満 13,300 円 3 歳～18 歳 10,000 円
住宅費	単身：40,000 円、2 人：50,000 円、3 人：55,000 円 ・敷金礼金のための一時扶助は無い ・上記金額は毎月上限	単身：53,700 円 ・入居時の敷金などの扶助が出る（上限あり） ・上記金額は毎月上限
医療費	必要に応じ支払実費を後日精算	医療券による

出典：難民支援協会しらべ

※ 2019 年 9 月現在の情報を基に作成。生活保護費の支給額は、東京都 23 区在住・単身・30 代・冬季以外で計算

ビザと在留資格の違い

コラム

ビザは、外国から日本へ入国するために必要なもので、在外大使館や領事館が発給します。外務省が管轄です。一方、在留資格とは、来日した人が日本に滞在するために必要なもので、空港や港などで入国審査官が審査し発給します。こちらは法務省が管轄になります。時には、ビザを持って来日した場合でも、日本での在留資格が下りず、送還されてしまうこともあります。

難民申請者の法的地位および行政サービスや権利

		難民申請者			
日本での法的地位 ※1 行政サービスや権利		特定活動 3ヶ月	特定活動 6ヶ月	在留資格なし	
				仮滞在 6ヶ月 ※2	仮放免 1～3ヶ月 ※3
定住支援		×		×	
生活保障※4		△※5		△※5	
就労		×	○	×	×
国民健康保険		×	○	○	×
住民票		×	○	○	×

※1 在留年数は法務省の裁量により決められるため、流動的。延長は可能。

※2 “不法滞在”（非正規滞在）の申請者の法的地位安定化を図るために与えられる仮の滞在許可。

申請結果が出るまでの間、収容は回避される。認められる人は少なく、2018年は977人が申請し、認められたのは38人。

※3 収容者（下記コラム参照）の身柄拘束を仮に解く措置。身元保証人と保証金が必要。

※4 原則、難民申請者の場合は保護費からの受給が可能。事案によっては、難民申請者も生活保護費の受給が可能。（P15表参照）

※5 原則的に2回目以降の難民申請は、保護費受給の対象外。

難民申請者の「収容」について

コ
ラ
ム

難民の中には、来日時に入国許可が下りなかったり、観光ビザなどで来日したものの在留期間が過ぎてしまったりして、外国人を送還するための出入国在留管理庁の施設に「収容」されてしまう人がいます。健康上の問題がない限り、送還できるまで収容するという運用がなされ1年以上に渡って収容される人もいます。なかには、長期収容によるストレスや施設内の劣悪な環境から心身を崩す人もおり、過去には死亡事故が起きたこともあります。母国での迫害経験



からトラウマを抱え、収容されることでさらに精神的に追い込まれ、ハンガーストライキや自殺を試みる人もいます。また、難民申請者が収容された状況下で、難民認定を得るために必要な資料を十分に集めることができず、難民としての安定的な在留資格を得ることがさらに困難になります。米國務省による人権報告書でも、日本における申請者の収容の課題が指摘されています。

Q.7

難民申請後、「認定」／「不認定」
になったら、どうなるの？

A7: 認定されたら、迫害の待つ母国に送還される恐怖から解放され、安心して日本で暮らしていくことができます。不認定の場合は、母国に強制送還される人、人道的理由から滞在が許可される人、再び申請をする人など置かれる状況はそれぞれです。

難民と認定されると、「定住者」という在留資格が与えられます。迫害の待つ母国に送り返されるかもしれない恐怖から解放され、安心して生活することができます。また、国民健康保険への加入や仕事の紹介、半年間の日本語学習プログラムなど、日本で生活していくにあたって必要なサービスを受けられるようになり、家族の呼び寄せや日本への帰化もより容易になります。安定した地位を得た結果、起業して社会的に成功している難民もいます。

不認定の場合でも、人道配慮により日本で暮らすことを許可されることがあります。難民認

定を得られた人と同様に、生活保障、就労資格、国民健康保険の加入、住民票の取得は可能です。また、海外の渡航も申請すれば認められます。ただし、日本語習得や就職の支援が受けられない、家族の呼び寄せが難しいなど、定住に関わるサービスや権利は限られます。

一方、難民認定も人道配慮も認められなかった人は、強制送還の対象になります。本来「難民」である人が母国に送り返されるという事態はあってはならないことです。一定の期間内に再申請をした場合、働くことが許可されず、在留を制限される人もいます。

日本に逃れてきた難民

難民の「認定」と「不認定」の違い

行政サービスや権利	日本での法的地位 ※1	難民認定	不認定の結果	
		定住者 5年	人道配慮 特定活動1年	在留資格なし ※3
定住支援		○	×	×
生活保障※2		○	○	×
就労		○	○	×
国民健康保険		○	○	×
住民票		○	○	×
難民旅行証明書		○	×	×

※1 在留年数は法務省の裁量により決められるため、流動的。延長は可能。

※2 原則、難民認定・人道配慮の場合は生活保護費から受給が可能。(P.15表参照)

※3 原則、再申請した場合でも各種サービスや権利を受けることができない。

Q.8

日本での難民受け入れには、
どんな人たちが関わっているの？

A8: 政府、地方自治体、企業、市民、NGO/NPOなど多くの関係者が関わっています。難民自身による自助組織もあります。

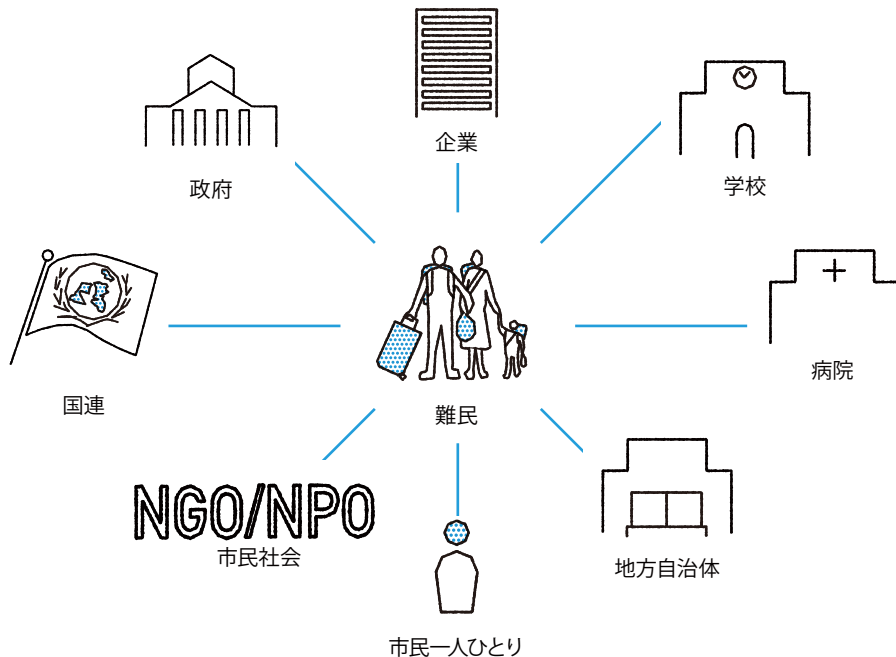
故郷を追われ、大切な人や家、仕事、日常生活を失った難民にとって、新たな土地で当たり前の生活を立ち上げるまでには、さまざまな支援が不可欠です。受け入れる側の社会は、難民の境遇を想像しながら、自立に寄り添っていく姿勢が大切です。

まず、政府の役割は、よりよい難民受け入れ

のための制度づくりと、それを実現するために必要な予算の確保です。実際の受け入れを担っていくのは、難民が暮らす地域の関係者です。地方自治体、病院、学校、職場、日本語教室など、それぞれの立場で難民受け入れのための準備が必要です。

NGO/NPOも重要な役割を担っています。制

難民を取り巻く多様な関係者 - 社会の一員としての受け入れに向けて



上記以外にも、弁護士、ソーシャルワーカーなどの専門家、研究者、助成団体や宗教団体など、多くの関係者が難民受け入れに関わっています。

度から漏れてしまう人を支えることや、支援現場で見てきた課題を制度改善につなげていくことなどを行っています。支援と一口にいても、緊急支援、法律相談、政策提言などそれぞれに専門性があり、連携が欠かせません。複数のNGO/NPOの活動を俯瞰し、支援のバランスや穴がないかを調整するネットワーク組織も重要な存在です。

UNHCRなどの国際機関は、政府やNGO/NPOに対してのアドバイスをを行ったり、適切な保護が行われているかをモニタリングする機能を果たしています。企業は難民の就職先としても非常に重要です。また、NGO/NPOへの寄付や社員のボランティア参加、事業を通じて難民支援に関わっています。難民問題の認知度が低い日本においては、難民の実情を広く発信できるメディアも大きな役割を担っています。

そして、私たち市民の関わりも欠かせません。



難民受け入れを求めるNGO/NPOや弁護士による記者会見

地域住民として難民をまず受け入れること、ボランティアとして支援活動に参加すること、自分自身が学び、そして、周りの人に難民問題について伝えていくことなど、私たち一人ひとりができることを積み重ねていくことが、よりよい難民受け入れにつながります。

難民は社会の「重荷」？

コラム

「難民」というと、ずっと支援が必要というイメージがあるかもしれませんが、果たしてそうでしょうか？ 新たな土地で生きるために必要な支援を受けた後は、成人であれば働き、納税し、社会の中で自立していく人たちです。「難民」として生き延びるといった過酷な経験は、時に、彼らに生きる力やたくましさを与えます。逃れた先でそれらを活かし、社会的に成功している人、受け入れ社会に大きな貢献をしている人もいます。

一方、難民となり教育の機会を奪われた人や、拷問の経験からトラウマを抱えている人もいます。平和で安全があり、人が支えあって生きる仕組みのある国が、教育の機会や自立のための就労機会を難民に提供することは、価値ある取り組みであることを忘れてはいけません。そもそも、命の危険から逃れてきた難民を救うのは、当たり前のことです。それは、社会の「重荷」ではなく、「責任」ではないでしょうか。



Q.9

難民支援協会は、
どんな支援をしているの？

A9: 難民支援協会（JAR）は、難民が新たな土地で安心して暮らせるように
支え、ともに生きられる社会の実現に取り組んでいます。

日本に助けを求めて逃れてきた難民が保護され、新たな土地で希望を持って生きていけるようになることが、JARの願いです。来日直後の緊急時期から自立に至るまでの道のりを、一人ひとりに寄り添い、物やお金を「与える」だけでなく、力を「引き出す」支援を心がけています。

具体的には、難民申請手続きのサポート、医（衣）食住の確保、就労支援、地域との関係づくりなど、難民が日本で安心して暮らすための支援をしています。また、UNHCRのパートナーとしても活動しています。

JARの活動は、個人、法人の皆さまからの寄付、助成金などで成り立っています。JARは、多くの皆さまの参加を得て、活動ができています。それは、市民一人ひとりが公益を担う「市民社会」の可能性を追求することであり、NGO/NPOの存在意義でもあります。



JARの相談室

NGO/NPO と寄付の関係とは

コラム

難民支援協会（JAR）の活動は、個人や企業・団体からの寄付、民間や公的機関からの助成金や補助金、事業収入（サービスやモノの販売）などに支えられています。助成金や補助金は、団体の立ち上げ時や、実績の少ない段階でも、事業内容次第で獲得できる貴重な財源である一方、使途について期間や内容がある程度制限されています。寄付金は現場のニーズに応じて柔軟に活用できるというメリットがあります。また、継続的な寄付は、より安定的、中長期に支援活動を行ううえで重要な収入となります。何より、寄付という行為は、その課題を解決したいという寄付者の想いの意思表示であり、支援団体にとっては、一人ひとりの想いが活動する上での心強い支えとなります。

法的支援

弁護士と連携し、保護されるべき人が速やかに難民認定を得られるよう支援します。



生活支援

一人ひとりの力を「引き出す」支援を通じて、来日直後の厳しい時期から自立への道のりを支えます。



就労支援

難民の働く意欲と企業のニーズをつなぎ、難民が安心・安全に働き続けられるよう支援します。



コミュニティ支援

難民が、地域社会の中でつながりを持ち、ともに生きていける関係性を築けるよう支援します。



政策提言・ネットワーク

難民が適切に保護され、受け入れられる制度の実現を目指し、政府や国会に政策を提言します。



広報活動

難民を受け入れられる社会を目指し、理解と共感の輪を広げます。



Q.10 今後、私たちは、難民問題にどう 対応すればいいの？

A10: 答えはありません。まずは難民の境遇を想像し、国、地域、個人のそれぞれができることを考えてみませんか。

難民問題を解決するには、母国を平和にする取り組みこそ支援すべき、という選択肢がありますが、果たしてそれだけで十分でしょうか。難民を生み出さない国際秩序の実現に向けた努力はし続ける一方で、その実現が難しい現実もあります。



岩手県陸前高田市でボランティアをする難民

たとえば、いじめをなくす努力は続けながらも、いじめが起きても対応できる体制を作る、という問題認識が難民問題に対しても必要でしょう。

多くの先進国のように、日本も積極的に難民を受け入れることは、国際社会の一員である私たちが果たせる責任の一つです。紛争が勃発し停戦が実現するまでに数年から数十年、荒れ果てた国を建て直すまでにさらに年月がかかります。その間も、難民となった人たちは生きていかななくてはなりません。難民キャンプで医（衣）食住が満たされることは重要ですが、人が尊厳と希望を持って生きていくためには、社会とつながる、働く、教育を受けるという機会も不可欠です。平和や安全、教育や就労の機会を提供できる日本社会だからこそできる取り組みです。

東日本大震災と難民

コラム

「被災地にボランティアに行きたい。大変な思いをしている人を助けたい」

2011年3月11日、未曾有の震災で社会は混乱。多くの難民は、原発や計画停電の情報が入らず、不安にかられていました。一方、「こんな事態だからこそ、何か自分にできることはないか」と強い思いを抱いてJARに電話をしてきた難民もいました。「難民ボランティア派遣事業」は、そんな難民たちの声に押される形で立ち上がりました。ウガンダ、クルド、ミャンマーなど、のべ200人以上の難民が参加し、これまで「難民」とは縁がなかった岩手県陸前高田市にて、日本の学生や社会人とともに7カ月間、がれき撤去や炊き出しの活動をしました。子どもがいて被災地に行けないクルドの女性たちは、コミュニティで募金活動を行なって被災地に寄付をしました。「何かしたい」という思いは、大切な人を失い、故郷を追われた難民だからこそ持てる他者の痛みへの共感と、自らも社会の一員であるという強い意識と責任感に根差していることが見えた出来事でした。

では、私たちがより積極的に難民を受け入れていくためには何が必要でしょうか。難民が言葉や日本社会の仕組みを学ぶと同時に、私たち自身が難民を受け入れるために学び、変わるという視点も重要です。違いを受け入れる寛容さを持てるか、多様性を価値として受け止められるかは、私たちが問われる課題です。受け入れ体制を整えるには時間がかかりますが、実践から学び、より良くしていく取り組みはすでに始まっています。

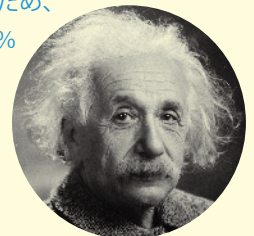


世界の紛争や人権侵害の根を止めることは一国や一人の努力だけではできません。しかし、日本にたどり着いた難民の命を救えるのは、日本にいる私たちです。命からがら逃れてきた難民の未来を閉ざすのか、あるいは安全を提供し、難民が尊厳を持って生きられるよう受け入れ、よりよい社会をともに創っていくのか。これは私たちの選択です。この問いを一人ひとりが考える先に、私たちの難民受け入れの形が見えてくるのではないのでしょうか。

難民著名人 — あの人も元難民？！

コラム

天才科学者アインシュタイン、サッカー日本代表元監督のハリルホジッチ、菓子メーカー「モロゾフ」の生みの親モロゾフ。この3人、実は皆、「難民」です。アインシュタインはドイツ生まれのユダヤ人で、ナチスから逃れ、アメリカに亡命しました。ハリルホジッチはボスニア・ヘルツェゴビナ出身。ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争を経験しています。戦争に反対していた彼は民族主義者の反感を買い、脅迫を受けたり、自宅を焼き払われたりしたため、やむなくフランスに逃れました。モロゾフは、日本でチョコレートが100%輸入で高級品だった時代に、神戸に店を開き、神戸の人が普通に食べられるチョコレートを作ろうと尽力した人物ですが、彼はロシア革命で祖国を追われ日本に移り住んだ難民だったのです。「難民」を知らない人に、まずはこんな切り口から伝えてみてはどうでしょうか。



私たちにできる3つのアクション

1. 日本にいる難民について知り・伝える

知る、伝えるが第一歩です。難民のことを知る機会、知ったことを伝える手段はいろいろあります。



- ・メールマガジンに登録する
- ・イベントに参加する
- ・Facebookのいいねとシェア

詳しくは⇒ www.refugee.or.jp

2. ボランティア/インターン/プロボノをする

あなたの時間やスキルを活かして、難民支援に参加しませんか。

ボランティアの一例



- 支援物資の整理
- 郵送物の封入作業
- イベントの企画/運営

インターンの一例



- 事務所での難民からの相談対応
- 難民コミュニティでのワークショップ実施
- SNSなどでの情報発信

プロボノの一例



- 法的支援（弁護士・行政書士）
- 難民申請書類の翻訳
- カウンセリングにおける通訳
- 広報/資金調達（デザイナー・ライター・マーケティング経験者など）

詳しくは⇒ www.refugee.or.jp/join

3. 難民の命と未来を支える ～ 寄付をする

難民支援協会の活動は、皆さまからのご寄付によって支えられています。

3,000円 あれば、



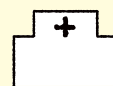
路上生活に耐えている難民が
宿で一泊休むことができます

5,000円 あれば、



成田空港に出向き、とどめ
置かれた難民に面会できます

10,000円 あれば、



健康保険に入れない難民に
通院1回分の医療費を支払えます

毎日のご支援が難民の命と未来を支えます。難民スペシャルサポーターになってください。

お申し込み・詳細は⇒ www.refugee.or.jp/nss

TEL: 03-5379-6001(寄付担当)

※1回のみのご寄付も受け付けております